

5 福薬業発第 291 号
令和 5 年 9 月 21 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 竹野 将行

令和 5 年度医薬品価格調査及び特定保険医療材料価格調査の実施について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記について日本薬剤師会より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

標記調査は、薬価基準および材料価格基準の改正の基礎資料を得ることを目的に実施されるもので、保険薬局として同調査に協力することが求められています。薬価調査は令和 5 年度 9 月取引分、材料価格調査は令和 5 年 5 月～9 月取引分を対象としており、同 10 月 20 日までに厚生労働省の委託業者へ調査票を提出することが求められています。

ご多忙のことと存じますが、調査対象に選定された保険薬局から照会を受けた場合などには、迅速かつ的確な回答が行われるようご協力をお願い申し上げます。

日 薬 業 発 第 216 号
令 和 5 年 9 月 20 日

都道府県薬剤師会 会長殿

日 本 薬 剤 師 会
会 長 山 本 信 夫
(会長印省略)

令和5年度医薬品価格調査及び特定保険医療材料価格調査の実施について

標記について、厚生労働省官房医薬産業振興・医療情報審議官から下記のとおり協力依頼がありましたのでお知らせいたします。

当該調査は、薬価基準および材料価格基準の改正の基礎資料を得ることを目的に実施されるもので、本会としても同調査に協力することとしています。

薬価調査は令和5年9月取引分、材料価格調査は令和5年5月～9月取引分を対象としており、保険薬局（層化無作為抽出された、それぞれ約1,030施設）の場合、同10月20日までに厚生労働省の委託業者へ調査票を提出することが求められています。

貴会におかれましても、これら調査の趣旨をご理解いただき、調査客体となった会員の薬局から問い合わせがあった場合などには、迅速かつ的確な回答が行われますようご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

(いずれも令和5年9月5日付け)

1. 令和5年度医薬品価格調査の実施について（産情発 0905 第1号）
2. 令和5年度特定保険医療材料価格調査の実施について（産情発 0905 第2号）

以上



産情発 0905 第 1 号
令和 5 年 9 月 5 日

公益社団法人 日本薬剤師会会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官



令和 5 年度医薬品価格調査の実施について

日頃から医薬品行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。

標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和5年度医薬品価格調査実施要領

1 調査の目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「使用薬剤の薬価(薬価基準)」の改正の基礎資料等を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和5年9月取引分の薬価基準に記載されている全ての医薬品

3 調査項目

(1) 販売サイド調査

品目ごとの販売価格、販売数量

(2) 購入サイド調査

品目ごとの購入価格、購入数量、購入先の医薬品卸売販売業者情報(業者名、本店・営業所名)

4 調査の対象及び客体数

(1) 販売サイド調査

保険医療機関及び保険薬局に医薬品を販売する医薬品卸売販売業者の営業所等の全数を対象
調査客体数 約6,700客体

(2) 購入サイド調査

ア 病院の全数から、層化無作為抽出法により20分の1の抽出率で抽出された病院を対象
調査客体数 約410客体

イ 診療所(歯科診療所を除く。)の全数から、層化無作為抽出法により200分の1の抽出率で抽出された診療所を対象
調査客体数 約530客体

ウ 保険薬局の全数から、層化無作為抽出法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局を対象
調査客体数 約1,030客体

5 調査票の配布時期

令和5年9月中旬から下旬にかけて調査票を配布予定

6 提出期限

(1) 販売サイド調査: 令和5年10月20日(金)

(2) 購入サイド調査: 令和5年10月20日(金)

7 調査の実施方法

調査は、次の手順で実施するものとする。

ア 厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票を配布する。

イ 調査客体が調査票に必要事項を記入する。

ウ 厚生労働省の委託業者が調査客体から調査票を回収する。

エ 厚生労働省が調査票を集計する。

産情発 0905 第 2 号
令和 5 年 9 月 5 日

公益社団法人 日本薬剤師会 会長 殿

厚生労働省大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官



令和 5 年度特定保険医療材料価格調査の実施について

日頃から医療機器行政の推進に御協力を賜り、感謝申し上げます。
標記につきましては、別紙要領により実施することといたしましたので、御
協力下さいますよう、よろしくお願いいたします。

令和5年度特定保険医療材料価格調査実施要領

1 調査目的

健康保険法の規定により厚生労働大臣が定める「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」の改正の基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査対象品目

令和5年5月から同年9月取引分の特定保険医療材料（ただし、ダイアライザー、フィルム、歯科材料及び調剤報酬点数表に規定する特定保険医療材料等は、令和5年9月取引分のみを対象）

3 調査項目

調査対象品目の価格、数量等

4 提出期限

令和5年10月20日（金）迄

5 提出物

(1) 調査票・第Ⅰ 必須

※ 特定保険医療材料の取引がない場合や、政府統計共同利用システムにて調査票・第Ⅱを提出した場合も、調査票・第Ⅰを委託事業者へ要提出

(2) 調査票・第Ⅱ 特定保険医療材料の取引がある場合のみ

※ 調査票・第Ⅱは、CD-R、又は紙調査票を委託事業者へ送付
又は政府統計共同利用システムを利用したオンライン報告により提出

6 調査客体

(1) 販売サイド

病院、一般診療所、歯科診療所、歯科技工所及び保険薬局に対して直接特定保険医療材料を販売する医療機器販売業者の全数を対象及び客体とする。ただし、特定保険医療材料の取引が帳簿上だけであり、販売業者としての実態がなく、主として、特定の医療機関等とのみ取引している販売業者は対象としない。
(調査客体数 約 5,800 客体)

(2) 購入サイド

- 病院の全数から、層化無作為抽出法により8分の1の抽出率で抽出された病院
(調査客体数 約 1,030 客体)
- 一般診療所の全数から、層化無作為抽出法により160分の1の抽出率で抽出された一般診療所
(調査客体数 約 650 客体)
- 歯科診療所の全数から、層化無作為抽出法により120分の1の抽出率で抽出された歯科診療所
(調査客体数 約 560 客体)
- 歯科技工所の全数から、層化無作為抽出法により15分の1の抽出率で抽出された歯科技工所
(調査客対数 約 230 客体)
- 保険薬局の全数から、層化無作為抽出方法により60分の1の抽出率で抽出された保険薬局
(調査客体数 約 1,030 客体)

7 調査の実施方法

厚生労働省の委託業者が調査客体へ調査票等を配布。
調査客体が調査票等に必要事項を記入、委託業者に提出。
厚生労働省が調査票等を集計する。

令和5年度特定保険医療材料価格調査実施要領

8 委託業者

(調査に関する問い合わせ先)

株式会社日本リサーチセンター「厚生労働省 令和5年度特定保険医療材料価格調査事務局」

Tel : 0120-922-526 (平日 9:00~17:00)

Fax : 03-5638-9160

E-mail : zaiyoukakaku2023@nrc.co.jp

(価格調査用 CD-ROM の操作方法に関する問い合わせ先)

富士テレコム株式会社 価格調査ヘルプデスク

Tel : 0120-262-269 (平日 10:00~12:00、13:00~16:00)

Fax : 0120-262-269

E-mail : kakakuchousa@ml.fujitelecom.co.jp

サポートサイト : <http://www.kakakuchousa.info/>

サポートサイト閲覧用の ID・パスワード : <ID> kakaku <パスワード> #asuohc@2023